

福岡県公報

平成19年12月19日
第2765号

目次

告示(第2388号 - 第2413号)	
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 2
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課) 2
公共測量の終了	(土木管理課) 2
公共測量の終了	(土木管理課) 2
被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定の終了	(保健福祉課) 3
保安林の所在場所等	(治山課) 3
保安林の所在場所等	(治山課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
地方卸売市場の廃止	(生産流通課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
土地改良区の解散の認可	(農地計画課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 6

保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 6
肥料取締法に基づく肥料の登録	(農業技術課) 6
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新	(農業技術課) 7
肥料取締法に基づく肥料の登録の失効	(農業技術課) 7
肥料取締法に基づく肥料の登録事項の変更	(農業技術課) 8
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課) 8
公 告	
平成20年福岡県歯科技工士試験の実施	(医療指導課) 9

告示

福岡県告示第2388号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年12月11日福岡県告示第2132号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2389号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年6月11日農林水産省告示第894号（3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年12月13日福岡県告示第2163号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2391号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、福岡町津丸土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
福岡町津丸土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
福津市津丸1066番地の1
- 3 設立認可の年月日
平成14年11月27日
- 4 解散認可の年月日
平成19年12月7日

福岡県告示第2392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区塩屋	平成19年10月31日

福岡県告示第2393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区外	平成19年11月15日

福岡県告示第2394号

平成18年9月6日付け福岡県告示第1717号で告示した被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2項及び同法施行令（平成10年政令第361号）第2条第2号に定める世帯（長期避難世帯）について、長期避難世帯の認定を平成19年12月20日をもって終了する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2395号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡新宮町大字相島字井ノ上773（次の図に示す部分に限る。）、字堂ノ上816から818まで、821、819（次の図に示す部分に限る。）、字家ノ上1448の1、1449の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糸島郡二丈町大字福井字ヒエコバ4228、4235

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2397号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字藤田字国分寺1091番1、1091番3並びに字後口峯ノ二1185番1、1197番、1198番2、1198番3及び1198番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑後市大字熊野1383番地1の4
松崎 榮

福岡県告示第2398号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように地方卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
広川青果地方卸売市場	筑後市大字一条1290番地	青果部	広川青果市場株式会社 代表取締役 山田恵美	平成19年10月31日

福岡県告示第2399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	県 道	鐘ヶ江酒見線間	前	大川市大字酒見1012番1先から 同市大字酒見970番5先まで	2.8 ～ 18.0	298.4
			前	同上	11.0 ～ 18.0	279.0
			後	同上	11.0 ～ 18.0	279.0

福岡県告示第2400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

大牟田	県道	勝立川線	前	大牟田市萩尾町1丁目118番2先から 同市萩尾町1丁目446番2先まで	5.8 ~ 32.0	515.0
			後	同上	5.8 ~ 32.0	

福岡県告示第2401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	勝立川線	大牟田市萩尾町1丁目441番1先から 同市萩尾町1丁目446番2先まで

福岡県告示第2402号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町平和一丁目5061 - 1 及び5061 - 6 から5061 - 52まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡宇美町宇美1丁目8番8号
入江不動産株式会社 代表取締役 入江 幸義

福岡県告示第2403号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
高家土地改良区	平成19年12月10日

福岡県告示第2404号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市東郷128番6、128番12及び128番17
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市大字曲1245 - 5
藤原 嗣泰
藤原 美雪

福岡県告示第2405号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町今福字中牟田665番1 及び665番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン - イレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎

福岡県告示第2406号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。
平成19年12月19日
福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字常松303番 3 及び303番 8
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字常松276番地
榎木 実

福岡県告示第2407号
保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。
平成19年12月19日
福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
太宰府市大字太宰府字松川139の35・139の56・140・142・153（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2408号
保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。
平成19年12月19日
福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
大野城市大字牛頸2181の 5
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2409号
肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のように肥料

を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2215号	配合肥料	骨粉入り油粕	窒素全量 4.0 りん酸全量 13.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成22年 11月6日	グリーンファーム株式会社 福岡県三井郡大刀洗町下高橋3266番地

福岡県告示第2410号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2010号	乾燥菌体肥料	キリン50	窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0	公定規格 のとおり	平成22年 8月31日	麒麟麦酒株式会社 東京都中央区新川二丁目10番1号
第2103号	魚かす粉末	7 - 6魚かす粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	公定規格 のとおり	平成25年 7月10日	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4
第2104号	魚かす粉末	7 - 7魚かす粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	公定規格 のとおり	平成25年 7月10日	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4

第2049号	米ぬか油かす及びその粉末	脱脂米糠	窒素全量 2.0 りん酸全量 5.0 加里全量 2.0	公定規格 のとおり	平成25年 12月7日	福岡製油株式会社 福岡県中央区那の津五丁目9番10号
第2102号	肉かす粉末	肉かす粉末1号	窒素全量 8.0	公定規格 のとおり	平成25年 11月27日	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町大字山崎2606番地の1
第2196号	副産植物質肥料	副産植物質肥料G号	窒素全量 4.5	公定規格 のとおり	平成22年 11月16日	株式会社エイリン酒造 福岡県久留米市田主丸町田主丸732番地
第2197号	副産植物質肥料	副産植物質肥料M号	窒素全量 3.5	公定規格 のとおり	平成22年 11月16日	株式会社エイリン酒造 福岡県久留米市田主丸町田主丸732番地
第2193号	副産石灰肥料	エフグリーン	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 3.0	公定規格 のとおり	平成22年 10月14日	多木物産株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町2番地
第2080	副産石灰肥料	粒状副産石灰	アルカリ分 40.0 く溶性苦土 2.0	公定規格 のとおり	平成22年 10月22日	住金リコテック株式会社 北九州市小倉北区許斐町1番地

福岡県告示第2411号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
------	-------	-------	-----------	--------	-----------------

第2115号	副産植物質 肥料	グルテンミ ール	窒素全量 9.0	公定規格の とおり	株式会社上嶋商店 八女郡立花町山崎2606 番地の1
第2161号	生骨粉	3.3生骨粉	窒素全量 3.3 りん酸全量 17.0	公定規格の とおり	株式会社ショーヤマ 福岡県みやま市山川町 大字尾野2088番地
第2159号	魚かす粉末	魚粕78号	窒素全量 7.0 りん酸全量 8.0	公定規格の とおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備 後町4-3-4

福岡県告示第2412号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次のように肥料の登録事項を変更したので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名 又は名称及び住所	変更のあった事項	
				新	旧
第2010号	乾燥菌体 肥料	キリン50	麒麟麦酒株式会社 東京都中央区新 川二丁目10番1 号	麒麟麦酒株式会社	麒麟麦酒株式会社
第2183号	副産石灰 肥料	ベレカP	古賀 潤 福岡県みやま市 高田町濃施101 番地3	福岡県みやま市高 田町濃施101番地 3	福岡県三井郡高田 町大字濃施101番 地3
第2184号	副産石灰 肥料	ベレカ	古賀 潤 福岡県みやま市 高田町濃施101 番地3	福岡県みやま市高 田町濃施101番地 3	福岡県三井郡高田 町大字濃施101番 地3

第1765号	消石灰	65.0 消石 灰	シタマ石灰有限 会社 福岡県宮若市湯 原547番地	福岡県宮若市湯原 547番地	福岡県鞍手郡若宮 町大字湯原547番 地
第1846号	消石灰	70.0 消石 灰	シタマ石灰有限 会社 福岡県宮若市湯 原547番地	福岡県宮若市湯原 547番地	福岡県鞍手郡若宮 町大字湯原547番 地
第1855号	消石灰	5.0 苦土消 石灰	シタマ石灰有限 会社 福岡県宮若市湯 原547番地	福岡県宮若市湯原 547番地	福岡県鞍手郡若宮 町大字湯原547番 地
第1982号	消石灰	苦土消石 灰	シタマ石灰有限 会社 福岡県宮若市湯 原547番地	福岡県宮若市湯原 547番地	福岡県鞍手郡若宮 町大字湯原547番 地
第1984号	炭酸カル シウム肥 料	10.0 炭 酸 苦土石灰	シタマ石灰有限 会社 福岡県宮若市湯 原547番地	福岡県宮若市湯原 547番地	福岡県鞍手郡若宮 町大字湯原547番 地
第2132号	消石灰	10.0 苦 土 消石灰	シタマ石灰有限 会社 福岡県宮若市湯 原547番地	福岡県宮若市湯原 547番地	福岡県鞍手郡若宮 町大字湯原547番 地
第2195号	生石灰	90.0 生 石 灰	シタマ石灰有限 会社 福岡県宮若市湯 原547番地	福岡県宮若市湯原 547番地	福岡県鞍手郡若宮 町大字湯原547番 地

福岡県告示第2413号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、直方市感田東土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
直方市感田東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
直方市大字感田1712番地の2
- 3 設立認可の年月日
平成13年12月7日
- 4 解散認可の年月日
平成19年12月10日

公 告

公告

平成20年福岡県歯科技工士試験を次のように実施する。

平成19年12月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 受験資格
次のいずれかに該当する者が受験できる。
- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成20年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成20年3月に卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 2 試験
- (1) 方法
試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。
- ア 学説試験
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、

矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技工実技

(2) 日時及び場所

日	時	種 目	場 所
平成20年3月5日(水曜日)	午前10時～ 午後4時30分	学説試験	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成20年3月6日(木曜日)	午前9時30分～ 午後4時20分	実地試験	飯塚市横田770番地の1 九州歯科技工専門学校
平成20年3月7日(金曜日)			福岡市東区水谷1丁目21番1号 福岡医科歯科技術専門学校

実地試験は、いずれか一方の場所を受験すること。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真(申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置にはること。)並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健福祉部医療指導課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。)へ提出すること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明する書類

(ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒(B5判が入るもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込み受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成20年2月1日（金曜日）から同月15日（金曜日）までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成20年2月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成20年3月20日（木曜日）午前10時に医療指導課前の廊下に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験した者が、平成20年3月14日（金曜日）までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課（電話092 - 643 - 3273）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。